

五 郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府・総務省令第三号）

改正案	現行
<p>（郵便貯金銀行の合併の認可の申請）</p> <p>第七条 郵便貯金銀行は、法第十三条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>七の二 合併後の郵便貯金銀行の会計監査人の履歴書（会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。以下同じ。）</p> <p>八 （略）</p> <p>九 郵便貯金銀行が当該合併により特定子会社対象会社（銀行法第十六条の二第一項第二号の二から第六号まで又は第八号から第十四号までに掲げる会社をいう。以下この号、次条第一項第九号及び第九条第一項第七号において同じ。）を子会社とする場合には、当該特定子会社対象会社に関する第四条第一項第四号イからニまでに掲げる書類</p> <p>十～十二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（郵便貯金銀行の会社分割の認可の申請）</p>	<p>（郵便貯金銀行の合併の認可の申請）</p> <p>第七条 郵便貯金銀行は、法第十三条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>八 （略）</p> <p>九 郵便貯金銀行が当該合併により特定子会社対象会社（銀行法第十六条の二第一項第三号から第六号まで又は第八号から第十三号までに掲げる会社をいう。以下この号、次条第一項第九号及び第九条第一項第七号において同じ。）を子会社とする場合には、当該特定子会社対象会社に関する第四条第一項第四号イからニまでに掲げる書類</p> <p>十～十二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（郵便貯金銀行の会社分割の認可の申請）</p>

第八条 郵便貯金銀行は、法第百十三条第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

一〇七 (略)

七の二 会社分割を行った後における郵便貯金銀行の会計監査人の履歴書

八〇十三 (略)

2 (略)

(郵便貯金銀行の届出事項)

第十二条 法第百二十条第一項第七号に規定する内閣府令・総務省令で定める処分は、次に掲げる処分とする。

一 (略)

二 銀行法第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二、第十六条の二第五項又は第十六条の三第二項の規定による承認

三・四 (略)

第十三条 法第百二十条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 郵便貯金銀行を代表する取締役、郵便貯金銀行の常務に従事する取締役又は監査役(郵便貯金銀行が委員会設置会社である場合には、郵便貯金銀行の常務に従事する取締役、代表執行役、執行

第八条 郵便貯金銀行は、法第百十三条第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

一〇七 (略)

(新設)

八〇十三 (略)

2 (略)

(郵便貯金銀行の届出事項)

第十二条 法第百二十条第一項第七号に規定する内閣府令・総務省令で定める処分は、次に掲げる処分とする。

一 (略)

二 銀行法第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十六条の三第二項の規定による承認

三・四 (略)

第十三条 法第百二十条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 郵便貯金銀行を代表する取締役、郵便貯金銀行の常務に従事する取締役又は監査役(郵便貯金銀行が委員会設置会社である場合には、代表執行役、執行役又は監査委員(監査委員会の委員をい

役員又は監査委員（監査委員会の委員をいい、郵便貯金銀行の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の二 役員等の選任又は退任（以下この号、第四号の二及び第四号の四において「選退任」という。）があつた場合（役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

四 会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

四の二 会計参与の選退任があつた場合（会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

四の三 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

四の四 会計監査人の選退任があつた場合（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

う。第二十八条第一項第四号において同じ。）の就任又は退任があつた場合

（新設）

四 郵便貯金銀行が会計参与設置会社である場合には、会計参与の就任又は退任があつた場合

（新設）

（新設）

（新設）

五 銀行法第十条第二項に規定する業務（銀行法施行規則第三十五条第一項第六号において金融庁長官が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部のみを営む施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において営む業務の内容の変更をしようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

五の二 外国において銀行法第十条第二項に規定する業務の全部若しくは一部のみを営む施設若しくは設備の設置若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において営む業務の内容の変更をしようとする場合

六・七 （略）

八 郵便貯金銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は銀行法施行規則第十七条の四第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第二百二十条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならいとされるものを除く。）を子会社とした場合

八の二 銀行法第十六条の二第四項の規定に基づき子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第十二号において同じ。）以外の外国の会社を子会社としようとする場合

九〇十一 （略）

十二 郵便貯金銀行又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

五 銀行法第十条第二項に規定する業務（銀行法施行規則第三十五条第一項第六号において金融庁長官が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部のみを営む施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において営む業務の内容の変更をしようとする場合

（新設）

六・七 （略）

八 銀行法施行規則第十七条の四第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第二百二十条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならいとされるものを除く。）を子会社とした場合

（新設）

九〇十一 （略）

十二 郵便貯金銀行又はその子会社が国内の子会社対象会社（銀行法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社をいう。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

十三 郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社及び銀行法施行規則第十二条の二第二十一項に規定する事業再生会社（銀行法第十六条の二第一項第十二号の二に規定する特別事業再生会社を除く。）の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

十四～二十（略）

二十一 会社法第五十六条第一項（同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第二十八条第一項第十九号において同じ。）の規定による株主総会の決議又は取締役会の決議により自己の株式を取得しようとする場合

二十二～二十五（略）

2～4（略）

5 第一項第十一号又は第十三号に掲げる場合において、銀行法第十条の二第一項第十二号又は第十二号の二に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第十二号に規定する特定子会社は、郵便貯金銀行の子会社に該当しないものとみなす。

6（略）

（郵便保険会社の合併の認可の申請）

第二十三条 郵便保険会社は、法第四百四十一条第五項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し

十三 郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

十四～二十（略）

二十一 会社法（平成十七年法律第八十六号）第五十六条第一項（同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第二十八条第一項第十九号において同じ。）の規定による株主総会の決議又は取締役会の決議により自己の株式を取得しようとする場合

二十二～二十五（略）

2～4（略）

5 第一項第十一号又は第十三号に掲げる場合において、銀行法第十条の二第一項第十二号に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同号に規定する特定子会社は、郵便貯金銀行の子会社に該当しないものとみなす。

6（略）

（郵便保険会社の合併の認可の申請）

第二十三条 郵便保険会社は、法第四百四十一条第五項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し

て金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

一〇八 (略)

八の二 合併後の郵便保険会社の会計監査人の履歴書

九〇十二 (略)

2 (略)

(郵便保険会社の会社分割の認可の申請)

第二十四条 郵便保険会社は、法第四十一条第七項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

一〇十 (略)

十の二 会社分割を行った後における郵便保険会社の会計監査人の履歴書

一一〇十五 (略)

2 (略)

第二十八条 法第四十九条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇三 (略)

四 郵便保険会社を代表する取締役、郵便保険会社の常務に従事する取締役又は監査役（郵便保険会社が委員会設置会社である場合には、郵便保険会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（監査委員会の委員をいい、郵便保険会社の常務

て金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

一〇八 (略)

(新設)

九〇十二 (略)

2 (略)

(郵便保険会社の会社分割の認可の申請)

第二十四条 郵便保険会社は、法第四十一条第七項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

一〇十 (略)

(新設)

一一〇十五 (略)

2 (略)

第二十八条 法第四十九条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇三 (略)

四 郵便保険会社を代表する取締役、郵便保険会社の常務に従事する取締役又は監査役（郵便保険会社が委員会設置会社である場合には、代表執行役、執行役又は監査委員）の就任又は退任があった場合

に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。を）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

四の二 役員等の選任又は退任（以下この号、第四号の四及び第五号の二において「選退任」という。）があつた場合（役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

四の三 会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

四の四 会計参与の選退任があつた場合（会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

五 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

五の二 会計監査人の選退任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

六 郵便保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は保険業法施行規則第五十七条第一項各号に

（新設）

（新設）

（新設）

五 郵便保険会社が会計参与設置会社である場合には、会計参与の就任又は退任があつた場合
（新設）

六 保険業法施行規則第五十七条第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第百四十九条第一項第二号の規定により子会社とする

掲げる事由により他の会社（法第百四十九条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならな
いとされるものを除く。）を子会社とした場合

七〇二十一（略）

二〇六（略）

ことについて同号の届出をしなければならないとされるものを除
く。）を子会社とした場合

七〇二十一（略）

二〇六（略）